

国連・政府・企業の協働による女性のエンパワメントの推進

大西 祥世

はじめに

(1) 2017 年度に取り組んだ研究および活動

- WEPs の最新動向のフォローアップ
 - ・報告「国連女性のエンパワメント原則 (WEPs) 推進の要点～女性活躍推進・世界の動き、日本の動き～」GCNJ WEPs 分科会 (2017 年 7 月 13 日)
- WEPs GAP 分析ツールの日本語訳〔資料 1〕
 - ・報告「女性の活躍推進の度合いを『見える化』する意義」公開研究会「職場、市場、地域を元気に——国連原則をつかって」(2017 年 7 月 28 日)
- 各国の女性の経済的エンパワメントの取組に関する調査〔資料 2〕
 - ・報告「WEPs フォーラム参加報告」男女共同参画推進連携会議「グローバルな視点から見た日本における女性のエンパワメントの現状と課題及び第 61 回国連女性の地位委員会 (CSW) 等について聞く会」(2017 年 5 月 31 日)
- その他
 - ・インタビュー「特集 よみがえる！幻の憲法映画」NHK ニュースウォッチ 9 (2017 年 5 月 3 日放送)
 - ・モデレーター「SDGs 達成に向けた企業におけるジェンダー分野の取組」(日本政府主催「国際女性会議 WAW!2017」ハイレベル・ラウンドテーブル会合 2017 年 11 月 2 日)

(2) 2013 年度～2016 年度の研究成果

- 学会報告
 - ・報告「国連・企業・政府の協働による国際人権保障」国際人権法学会第 27 回研究大会 (2015 年 11 月 22 日)
- 論文
 - ・「国連・政府・企業の協働による国際人権保障」国際人権 27 号 (2016 年)〔資料 3〕
 - ・「『政治的、経済的又は社会的関係において差別されない』の保障」立命館法学 361 号 (2015 年)
 - ・「国における女性の活躍推進の取組と自治体への影響」自治体法務研究 40 号 (2015 年)
 - ・「企業による人権尊重の展開」法學志林 111 号 (2013 年)
- その他
 - ・連載「女性の経済的エンパワメント・各国の取組①～⑩」内閣府編「共同参画」2016 年 5 月号～2017 年 3・4 月号〔資料 4〕
 - ・内閣府「民間企業における調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速に関する調査研究」企画委員会委員 (2016 年度) 等

1 WEPsに関する動向

(1) 世界

- 署名企業数：96 か国、1655 社（2017 年 12 月 1 日現在）〔2017 年 2 月以降+247 社〕
（内訳：多い順）トルコ 235 社（+84 社）、日本 233 社（+5 社）、ブラジル 147 社（+44 社）、スペイン 103 社（+2 社）
* 中国 27 社（+3 社）、韓国 13 社（±0 社）

(2) 国連

- 「WEPs ギャップ分析ツール」の運用開始
- WEPs フォーラムの開催（予定）：2018 年 3 月（於：米国）
- SDGs との関連性の深化

(3) 日本

- GCNJ の WEPs 分科会の継続（2016 年～）
- 署名企業数の若干の増加、WEPs に関する情報の発信の増加
- 文京 WEPs 事業（2016 年～）

2 女性のエンパワメントに関する取組の展開——諸外国の動向

(1) 賃金格差の情報公開

- イギリス：同一賃金法男女賃金格差情報公開規則（2017 年 4 月施行）
 - ・従業員 250 人以上の企業に対して、賃金およびボーナスの男女別中央値と平均値、賃金構造における男女の分布等の公表を義務付け
- ドイツ：男女賃金格差の公表
 - ・従業員 501 人以上の企業に対して、男女同一価値労働同一賃金への取組状況の報告を義務付ける法案

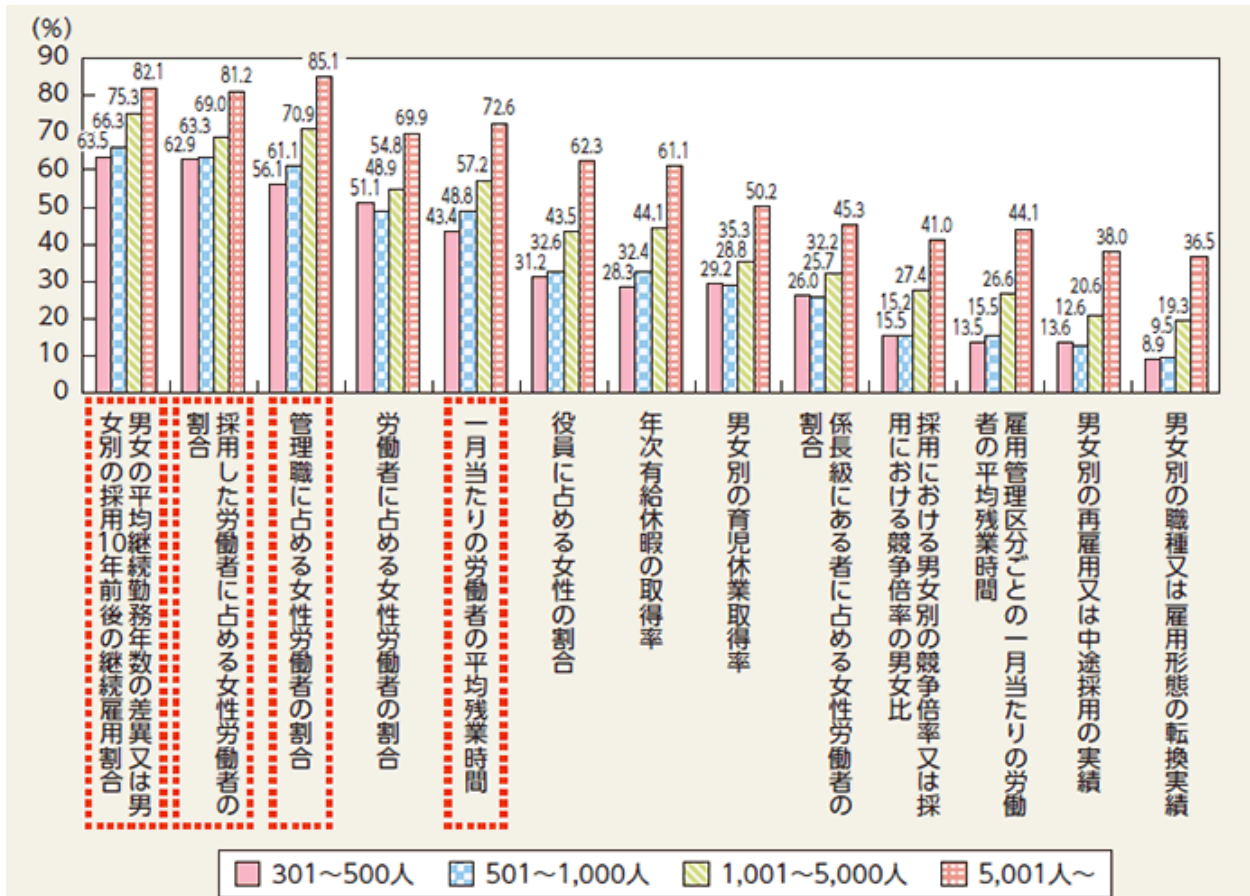
(2) 女性取締役クオータの導入

3 女性のエンパワメントに関する取組の展開——日本の動向

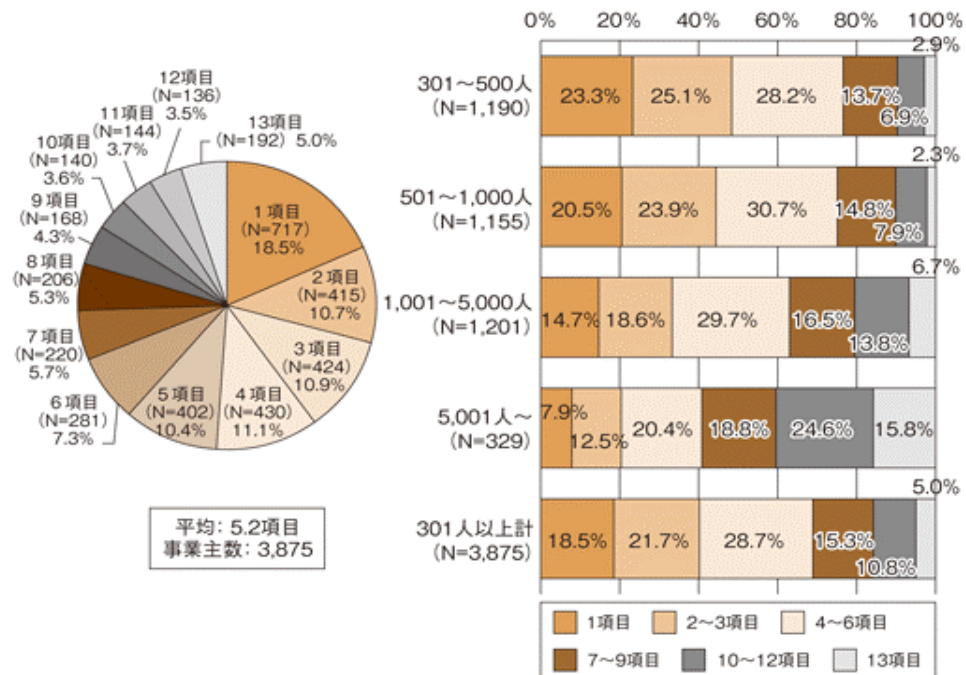
(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

- 企業の取り組みの義務化
 - ・従業員 301 人以上が対象（300 人以下は努力義務）
 - ・女性の活躍を推進する行動計画の策定および情報公開
 - ・13 項目のうち、公表は平均 5.2 項目。1 項目のみは 18.5%
 - ・その他、項目一覧にない項目は、「自由記述欄」へ記載できる（例：若者応援宣言企業、WEPs 署名企業である旨など）。

(表1) 「女性の活躍推進企業データベース」における各項目の情報の公表割合



(表2) 公表した項目の数



(2) 上場企業における女性の取締役割合を10%にする目標設定(2015年12月閣議決定)と情報公開

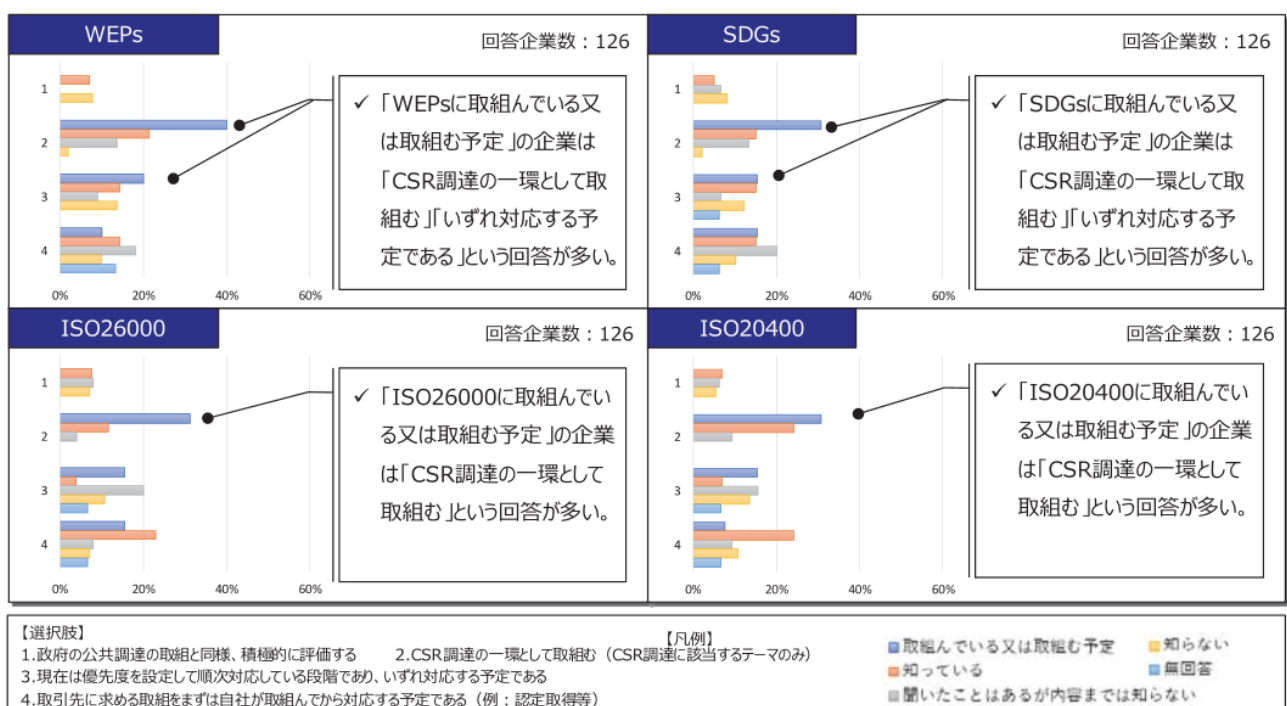
・2015年7月:2.8% → 2016年7月:3.4% → 2017年7月:3.6%

(3) 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の運用(2016年3月すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

・えるぼし、くるみん、ユースエール認定企業に対する、総合評価落札方式・企画競争方式における加点

(4) CSR 調達と国際的な原則との相関性

■ 国際動向の認知度が高い企業ほど、ワーク・ライフ・バランスに関する事項をCSR調達の一環として取り組む傾向がある。



内閣府『民間企業における調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速に関する調査研究報告書』(2017年)75頁より抜粋

おわりに——女性のエンパワメント推進のさらなる可能性

- ダイバーシティの推進による、よりよい社会の実現
 - ・ 低経済成長社会、人口減少社会
- 国家体制のゆらぎと「人権 CSR」
 - ・ 国家による人権保障の実現と限界
- 国連、企業、政府の協働——国連原則の活用、政府による企業への義務づけと支援
 - ・ 進捗状況の評価および情報公開の促進